

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び同適用指針(案)について本日の審議の後、公開草案の公表を決議する予定であることが説明された。

引き続き高津研究員より、前回委員会からの修正点について説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような意見があった。

(セグメント管理者がいる場合の取扱い)

- ・ セグメント管理者がいる場合の取扱いについて、セグメント管理者が負う責任範囲の変更等により、組織の実態が変わらないにも関わらず、セグメント区分が変更になってしまうように理解されてしまうことも考えられる。今後、公開草案に対するコメントも踏まえて、さらに表現の検討を行う必要がある。

(類似の経済的特徴)

- ・ 複数の事業セグメントを集約するための要件の1つである類似の経済的特徴の例として、「長期的な売上総利益率(平均値)が近似することが見込まれる場合」のみを挙げているが、他にも適切な例示がないかについて検討してはどうか。

(開示例)

- ・ セグメント情報の開示例については、国際的な会計基準の開示例を参考に作成されているが、米国の実務では、各報告セグメントの数値情報と財務諸表との差異調整情報が一体となった表による開示がされている。こうした実務も踏まえ、開示例については、公開草案に対するコメントも踏まえて、さらに検討を行う必要がある。

(その他)

- ・ コメント募集にあたっての「本公開草案の概要」の中で、セグメント情報に開示する数値については、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した測定方法とするという取扱いについても意見を求めることとしているが、こうした取扱いを採用するのであれば、企業にとって多大な費用が、対応のために必要となるのではないか。→この点については、指摘された取扱いも含め、マネジメント・アプローチの採用そのものについても意見を求めたいということが、この記載の趣旨であり、その趣旨がより明確になるような表現に改めて公表する旨、事務局から回答された。
- ・ コメント募集にあたっての留意事項として記載している「国際的な会計基準の動向について」は、公開草案の読み手にとっての留意事項ではなく、当委員会にとっての留意事項であるため、公開草案の読み手への参考情報として記載すべきである。

以上の審議の後、文案の修正事項に関する確認が行われ、その他字句等の修正については委員長に一任することを前提として、出席者13名全員の賛成により本会計基準案及び本適用指針案の公表が承認された。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。